

# 資 料 4

平成27年度第8回  
関東地方整備局  
事業評価監視委員会

## 平成27年度第8回 事業評価監視委員会審議案件一覧

事業名	事業箇所名	再評価理由 (事後評価)	事務局(案)						審議結果	事業採択 年度	前回 評価 年度	今回評価 B/C (全体)	左記a)~f)の項目の内容	備考
			特に重点的な審議を要する案件(案)											
			(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)						
河川	1 利根川・江戸川直轄河川改修事業 (江戸川高規格堤防整備事業(篠崎公園地区))	⑤	重点							-	-		f)高規格堤防整備事業については、地区別に事業再評価を実施することとなったため。	
	2 霞ヶ浦導水事業	⑤	一般							S51	H26			
港湾	3 沖ノ鳥島における活動拠点整備事業	②	一般							H22	-			
	4 横浜港本牧地区国際海上コンテナターミナル整備事業(改良)	事後評価								H16	-			
	5 横浜港本牧地区国際海上コンテナターミナル改良事業	事後評価								H18	-			
空港	6 東京国際空港再拡張整備事業	事後評価								H15	-			

**審議件数(再評価) 2件 : 一般  
1件 : 重点**  
**審議件数(事後評価) 3件**

- ◆再評価理由
- ①: 事業採択後3年間に経過した時点で未着工の事業
  - ②: 事業採択後5年間に経過した時点で継続中の事業
  - ③: 準備・計画段階で3年間に経過している事業
  - ④: 再評価実施後3年間に経過している事業
  - ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

- ◆重点審議案件の選定
- (a) 事業計画が顕著に変更された事業
  - (b) 推定便益が顕著に減少する事業
  - (c) 推定事業費が顕著に増加する事業
  - (d) 事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
  - (e) 特に事業規模が大きく、事業費の変化が軽微でない事業
  - (f) その他の要因

- ◆一括審議案件の選定
- 前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化が生じていない事業(要因の変化が軽微)は、一括審議として扱う。ただし、委員からリクエストがあった場合は、一般審議案件等として扱う。